

九十九里浜大地曳網漁業地帯における 土地移動の実態と性格

飯高家文書「田畑奥印帳」の検討

岩田みゆき

The Transfer of Land along the Kujukuri Coast Tow Net Fishing Zone: a Study of the Land Documents of the Itaka Family

はじめに

- ① 粟生村の概況
- ② 粟生村の「田畑奥印帳」の検討
- ③ 飯高家の水主・小作人の土地移動の特色

【論文要旨】

本稿は、近世中期以降大地曳網漁業が展開した九十九里浜沿岸村落における質借金融と、それにもなう土地移動の実態と性格を明らかにしたものである。この分析を通じて、漁業を主たる生業とする集落の人々にとつての土地所有の意味や、質地金融という側面における村人の交流の実態を知るための一助としたい。本稿で分析の対象とした史料は、九十九里浜の中心部にあたる粟生村の網元飯高家に残された天保六年から明治初年にかけての三冊の「田畑奥印帳」である。これらの「田畑奥印帳」の分析から以下の点が明らかとなった。まず質入の特徴をみると、質入地の大半が下田・下畑・下々畑であり、しかも一筆あたりの質入反別は細分化されていた。また、必ずしも借金の金額と土地の広さ・等級は比例していなかった。さらに注目すべきは借金が返済できずに流地になったものは極めてわずかであり、質地請返しの方をみても、質地の大半が質入者によって請戻されていたことが予想された。質入・質請の地

域的広がりを見ると、粟生村を中心に周辺村落にまで広がり、粟生村村内でみると、納屋集落のものへの質入件数が多くみられた。また質入・質請の両方に名を出しているものが全体の三〇%みられ、その中には飯高家の水主や小作人、納屋集落のものも含まれていた。このような状況が可能であったのは、ひとたび大漁であれば、地域全体の生活を潤し、水主や小作人であっても大金がころがりこむような状況の中で、わずかな土地を一時的には質入はするものの、漁があれば質入した土地の請返しが可能で状況が遅くとも天保期にはこの九十九里には存在していたからである。これらの点は従来の小作人あるいは水主のイメージを再考する上でも重要であろう。

はじめに

九十九里浜は、近世中期以降大地曳網漁業が展開し、網元―水主を中心とする組織的漁業が行われてきた。その網元を中心とする漁業経営の組織、経営帳簿の実態と性格、地曳網漁業における水主の存在状況、雇用の実態などについては既に詳細に明らかにされている。^① 本稿は、昭和六十年代文部省科学研究補助金『日本における漁業と漁民の史的研究』の研究成果の一部を、九十九里沿岸村落における土地移動と質地金融に焦点を当てて再検討したものであるが、いまだに調査報告の域を出していないことを予めお断りしておきたい。

九十九里浜の大地引網漁業の網元であった粟生村の飯高家には「田畑奥印帳」が三冊残されており、これによって粟生村における質入などによる土地移動の実態を把握することができる。こういった史料の分析は、漁民にとつての土地所有の意味を考える上で、また同時に、質地金融という側面における村人の交流の実態をみる上で必要な作業であると思われる。

本稿で使用する飯高家の史料は、いずれも現在「九十九里いわし博物館」に所蔵されているものである。飯高家文書はかなり膨大な史料群であるが、村落構造に関する史料が少ない。そんな中でこれから分析する同家の土地関係史料は貴重であるといえよう。

① 粟生村の概況

分析に入るまえに、粟生村の概況及び土地形態の様子を簡単に述べておく必要がある。

粟生村は九十九里浜の中央部に位置し、地曳網漁業の中心地帯の一村

落である。安永四年の記録によれば、「この村砂地に候へども肥よく大沼を用水元にいたし、所々へ引取候、浜稼ぎのもの多く、身元宜しきものこれあり、かれこれ平均して上の上に相見え候」とあるように、周辺村落と比較するとかなり村柄は良かったようである。北町奉行与力給知と天領とに分かれており、村高は寛政五年段階で両方合わせて三八五石四斗八升五合八勺、^③ 明治初年には、三八五石四斗八升七合八勺で寛政期以降はほとんど変化はない。村高に変化があったとすれば享保期で、この時期さかんに行われた新田開発と享保二十年以降相次いでなされた高請により村高は急増したはずである。

粟生村の戸数・人口の変化は表1に示す通りである。^④ 戸数は寛政五年にかけて減少しているが、その後増加しており明治四年には千人を越えている。粟生村の本田所有状況は表2にみられるが、この表には新田部分^⑤が加わっておらず、またおそらく一給分なので、全体の動向を示しているとはいえないであろう。粟生村の網主飯高家の所持高及びその変遷も表3に示されているが、^⑥ 後述する如く飯高家の小作人の多さからすると、この数字は必ずしも飯高家の所持高すべてを表わしているとはいえず、実際にはもっと多かったのではないかとおもわれる。

飯高家の史料は繰り返し述べるように、村落関係の史料が不十分であり、この点についても今後さらに慎重に検討していく必要がある。

次に土地形態の特徴について簡単にふれておこう。九十九里浜平野は隆起海岸平野といわれ、その海退現象によって新しい砂浜が形成され、そこは浜芝地さらには塩場頭となつて、網干場・干鰯製造の干場・漁獵納屋場・蔵納屋場として利用されている。^⑦ 享保期になると、この浜芝地ないし塩場頭が新田開発の対象となり、享保二十年、宝暦十一年、安永三年、の三回にわたり高入れがなされている。こうして九十九里沿岸村は、内陸から海岸にむかって岡集落、新田集落、納屋集落の順に配列しているのである。新田はいずれも短冊形に仕切られ、割地の形で高請さ

表1 粟生村人口統計

年代	戸数	男	女	人口合計	1戸当り平均人数	史料
安永4	155	436	379	815	5.2	同年村鑑銘細帳
寛政5	138					房総叢書
文政11	144			750	5.2	同年農間商渡世のもの名前取調書
天保4	146			857	5.9	同年農間商渡世のもの名前取調書
天保14	147			941	6.5	上総国山辺郡粟生村外四拾三ヶ村組合商渡世取調帳
慶応3	159			811	5.1	同年五人組帳
明治4	184			1041	5.6	同年五人組帳

(山口和雄『九十九里旧地曳網漁業』から引用、但し一部修正を加える)

表2 粟生村本田所有状況

単位：人

	20石以上	10石以上	5石以上	1石以上	1石未満	合計
享和1	3	1	2	24	40	70
明治3	1	2	7	17	42	69

*史料=各年年貢割合帳
(山口和雄『九十九里旧地曳網漁業』より)

表3 飯高家所持高

安永2	享和6	天保期	明治3
20石7斗2升	31石5斗6升	45石7斗6升	54石4斗3升

*史料：各年年貢割合帳

ここでは、九十九里沿岸の漁村である粟生村において、幕末期に展開する土地移動の実態についてみてゆく。

使用する史料は「天保六未年 田畑奥印帳」、「元治元甲子年五月 田畑奥印帳」、「慶応三卯年八月 田畑奥印帳」の三冊である。「天保六未年 田畑奥印帳」は、天保六年九月から嘉永六年七月までの約二〇年間に於ける質地・譲地・質地請返その他の証文を記載したもので、一冊でかなりの厚さの史料である。「元治元甲子年五月田畑奥印帳」は、質地請返については天保十年の証文からみられるが、基本的には、元治元年五月から元治二年四月まで一年分の土地移動について記した史料であると思われる。「慶応三卯年八月 田畑奥印帳」は、表紙に小さく「卯辰巳年五月迄」と記されているように、慶応三年八月から明治二年五月までの土地移動の状況について記している。従って土地移動については、天保六年九月から嘉永六年七月までと、元治元年五月から翌年四月まで、慶応三年八月から明治二年五月までの状況については把握できるが、嘉永

れている。次の史料はその様子を表わしている。

「 連判証文之事

一、此度浜通御領地御検地被遊候処、壹割半割と割合二付北ハ地所長ク御座候得共土地悪敷、南ハ東西短御座候得共土地北より能御座候二付、惣百姓願ヲ以平均ニ御検地申請候、塩場付小割之場所ハ本割割之四分位ニ相定申候、尤此御新田初引請之節より左之通ニ割合致申候二付、已後弥相互ニ難渋無之御年貢永納等右の通り割合可仕候

一、道江松植出シ申間敷候、道幅式間壹尺壹割七間六尺五寸間ニ御

座候……⁽⁸⁾

概略ながら九十九里地方の新田開発について述べたのは、これから分析する「田畑奥印帳」に、「御用地」何割、「塩場付」何割といったことが頻出するためである。これらがいずれも新田を示していることは前掲史料からも明かであろう。なおこの場合の「壹割」は必ずしも同一の面積を示すとは限らないようである。

② 粟生村の「田畑奥印帳」の検討

ここでは、九十九里沿岸の漁村である粟生村において、幕末期に展開する土地移動の実態についてみてゆく。

六年八月から元治元年四月、慶応元年五月から三年七月については正確なデータを得る事はできない。

質地については、質地請返の証文に質入年月日が記されている場合があり、その限りにおいて質入状況はわかるが、もとよりそのみでは欠落部分の質入状況を把握したことはない。さらに天保六年、嘉永六年、慶応三年、明治二年については、一年分の統計がとれないので、後に質地・請返・譲地について検討する表4、6、8、9、11については以上の部分についてのデータは記さないこととする。但し、元治元年に限り、元治元年五月から翌年四月を元治元年一年分とみなし集計することにした。また、元治元年と慶応三年の奥印帳には、それぞれ「九冊之内六番」、「九冊之内九番」と小さく記されており、このことは飯高家の「田畑奥印帳」が、嘉永六年に、天保六年から嘉永六年までの土地証文をまとめて「天保六年 田畑奥印帳」が作成されたあと、明治二年に、その後にくく安政元年から明治二年五月までの「田畑奥印帳」を整理して、年ごとに一番から九番まで番号をつけたことを示しており、そのうちの六冊目すなわち元治元年の「田畑奥印帳」と、九冊目すなわち慶応三年から明治二年までを記した「田畑奥印帳」の二冊が現在残ったものと考えられる。

飯高家文書として残された三冊の「田畑奥印帳」はいずれも書式は統一されており、質地については、質地主、請人、金主の名前と質入反別、代金、譲地については譲主、請人、金主の名前と譲地反別、礼金が記されている。質地請戻については、質入証文に何月何日に請戻された旨の追記がなされているものと、請戻証文との二形態がみられる。また、念のため付言すると、この三冊は飯高家個人の質地集積を記したものである。あくまで粟生村の土地移動を記録したものである。

まず質入の動向からみてみることにしたい。表4は、上記の理由により天保六年、嘉永六年、慶応三年、明治二年を除いた、天保七年から明

治元年までの質地の変化を示している。まず質入件数からみると、二、三年を周期として大きく変動しているが、天保九年の二〇件をピークにあとはしだいに件数が減少しており、嘉永三年には二件となっている。しかし明治元年には二六件となり幕末維新期にかけて急増している。弘化三年に極端に質地反別が多いのは、この年五月に飯高俊次郎が関下村佐五右衛門に対して下々畑一町三反一畝七歩を二筆、代金一二五両、二十年季で質入しているためである。この質地は同年十二月には請戻されているので、飯高家が一時的に大金を必要としたためにとつた非常手段だったのであろう。弘化三年は既に不漁期に入った時期であるといわれており、漁業経営維持のために大金が必要とされたのかもしれない。元治元年から明治元年にかけての質入反別の増加は質入件数の増加と比例するものと考えてよいであろう。田畑山一件平均の質入反別については、天保十二年、弘化三年、嘉永四年に多くなっているが、以後は大きな変化はなく六畝から七畝前後である。弘化三年の値が大きいのは前述の如く飯高家による質入が主な原因である。

質地金額についてみると年によって非常に大きな変動がみられるが、質地反別の変動と比較していえることは、ことに天保・弘化期においてはその変動が必ずしも相関関係を示していない。つまり、質地反別が減少しても質地金額が減少していない時期、あるいはその逆の時期がみられる。これは後にみる譲地も同様である。例えば、天保十年から十一年にかけてと天保十四年から弘化初年にかけてである。逆の例は、天保九年から十年、嘉永三年から四年などである。また弘化三年には、反別が大きいわりに金額が小さく、逆に嘉永四年以降になると反別に比較して金額の上昇が著しい。これらのことは反当りの金額の変化にもあらわれてくる。反当りの金額も極めて不安定に変動をくりかえし、ゆるやかに上昇している。

また、質地代金の変則性は田畑の等級や種類についてみてもあらわれ

表4 質地の変化

年 代	件 数	筆 数	質地反別		質地金 両・分・朱	質 入 人	質 請 人	1反(割) 平均質 入金		1件平均 質入反別		1人平均 質入反別		1人平均 質請金		1筆平均 質入反別	
			A畝・歩 B・C割					両・分・朱	A畝・歩 B・C割	両・分・朱	A畝・歩 B・C割	両・分・朱	A畝・歩 B・C割	両・分・朱	A畝・歩 B・C割	両・分・朱	
天保7 A	11	33	77・6		58・1・0	5	5	7・2・0	2・10	5・1・0	15・13	11・2・2	15・3	11・2・2	2・10	1・3・0	
C	2	2	6・0		10・0・0	1	2	1・2・2	3・0	5・1・0	6・0	10・0・0	3・0	5・0・0	3・0	5・0・0	
計	13	35			68・0・0	6	7										
天保8 A計	6	16	47・11		(34・3・0)	5	6	(7・1・1)	2・18	(5・3・0)	9・14	(6・3・4)	7・26	5・3・0	2・28	(2・0・2)	
天保9 A	14	25	76・0		66・3・0	10	11	8・2・2	3・1	4・3・0	7・18	6・2・2	6・27	6・0・1	3・1	2・2・2	
B	6	7	8・5		62・0・0	3	5	7・1・0	1・4	10・1・1	2・8	20・2・2	1・7	12・1・3	1・2	8・3・1	
計	20	32			128・3・0	13	16										
天保10 A	10	35	89・29		35・1・0	8	7	3・3・3	2・24	3・2・0	11・7	4・1・2	12・25	5・0・0	2・24	1・0・1	
B	1	1	1・0		4・0・0	1	1	4・0・0	1・0	4・0・0	1・0	4・0・0	1・0	4・0・0	1・0	4・0・0	
C	1	1	1・0		1・2・0	1	1	1・2・0	1・0	1・2・0	1・0	1・2・0	1・0	1・2・0	1・0	1・2・0	
計	12	37			40・3・0	10	9										
天保11 A	12	30	85・29	(116・1・1)		6	5	(12・2・1)	7・24	(9・3・1)	14・9	(18・0・0)	17・3	21・2・0	2・28	(3・2・3)	
B	1	1	1・0		4・2・1	1	1	4・2・1	1・0	6・0・1	1・0	4・2・1	1・0	4・2・1	1・0	4・2・1	
計	13	31		(120・3・2)		7	6										
天保12 A	8	21	83・10		53・0・3	8	8	6・1・2	10・12	6・2・2	10・12	6・2・2	10・12	6・2・2	3・29	2・2・2	
D	1	2	2・0		1・0・0	1	1	0・2・0	2・0	0・2・0	2・0	0・4・0	2・0	1・0・0	1・0	0・2・0	
計	9	23			54・0・3	9	9										
天保13 A計	7	15	43・12		42・0・2	6	7	9・2・1	6・6	6・0・0	7・7	7・0・0	6・6	6・0・0	2・26	2・3・0	
天保14 A計	10	27	77・20		(87・0・0)	7	9	(11・0・1)	7・23	(8・2・3)	11・2	(12・1・2)	8・18	(9・2・2)	2・26	(3・0・3)	
弘化元 A	10	42	70・17	(142・0・0)		6	6	(20・0・1)	7・1	(14・0・3)	11・2	(23・2・2)	11・22	(23・2・2)	1・21	(3・1・3)	
B	1	1	1・0		8・0・0	1	1	8・0・0	1・0	8・0・0	1・0	8・0・0	1・0	8・0・0	1・0	8・0・0	
計	11	43		(150・0・0)		6	7										
弘化2 A計	6	20	39・20		64・0・0	4	6	16・0・2	6・18	10・2・2	9・27	16・0・0	6・18	10・2・2	2・2	3・1・1	
弘化3 A	8	11	296・23		165・3・0	8	7	5・1・3	37・2	20・2・3	37・2	20・2・3	42・11	23・2・2	26・29	15・0・1	
B	1	2	1・0		8・0・0	1	1										
C	1	2	1・0														
計	9	13			173・3・0	9	8										
弘化4 A計	6	18	45・28		85・0・0	5	6	16・3・2	7・21	14・0・2	9・5	17・0・0	7・19	14・0・4	2・16	4・2・3	
嘉永元 A計	2	7	14・25		9・2・0	2	2	6・1・2	7・12	4・3・0	7・12	4・3・0	7・12	4・3・0	2・3	1・1・1	
嘉永2 A	9	39	77・21		99・2・0	7	9	12・3・0	8・19	11・0・0	11・3	14・0・3	8・19	11・0・0	1・29	2・2・0	
B	1	2	2・0		9・0・0	1	1										
計	10	41			108・2・0	8	10										
嘉永3 A計	2	3	13・9		35・0・0	2	2	6・2・1	6・19	17・2・0	6・19	17・2・0	6・19	17・2・0	4・13	11・2・2	
嘉永4 A計	3	8	32・10		28・0・0	3	3	8・2・2	10・23	9・1・1	10・23	9・1・1	10・23	9・1・1	4・1	3・2・0	
嘉永5 A計	7	18	47・9		105・1・0	4	7	22・0・2	6・22	15・0・0	11・24	26・1・1	6・22	15・0・0	2・18	5・3・1	
元治元 A	10	21	73・11		178・2・0	11	8	24・0・3	7・10	17・3・1	6・20	4・0・0	10・6	28・2・1	3・14	8・2・0	
B	2	3	4・75	(38・0・0)		2	2	(8・0・0)	2・36	(4・0・0)	2・36	(4・0・0)			1・58	(12・2・2)	
C	1	1	0・5			1	1										
計	13	25			227・2・0	14	11										
明治元 A計	26	70	196・6		814・1・0	13	19	41・1・1	7・16	31・1・1	15・2	62・2・2	10・9	42・3・1	2・24	11・2・2	

() = 不明分有 A = 田畑山 B = 御用地 C = 塩場付 D = 沼地
 史料：各年田畑奥印帳 但し、天保6年・嘉永6年・慶応3年・明治2年分は除く。

てくる。表5は各年代ごとの反当りの質地金額について田畑の等級別に記したものであるが、天保九年のように反当りの金額が中・下畑よりも下畑の方が、また弘化三年のように中畑より下畑のほうが高い場合がみられ、また同じ等級の田あるいは畑でも年によってその金額に大きな変動がみられる。但し、塩場付、御用地、上沼については反当りではなく、且つ一定の広さを示していない壹割当りの金額であるため、田畑との比較はこの表からは不可能である。

このように質地金額は必ずしも田畑の等級に比例するものでもないということ、すなわち漁民間の質地金融が必ずしも土地の広さ・等級にとらわれないで展開していることがわかった。だが、それにしても質地金額はどこでどのようにして、何を基準にして決定されていくのであろうか。その点の検討は今後の課題であらう。

質地に關しいま少し付け加えると、表6にみられるごとく質入地の大半が下田・下畑・下々畑であったことがわかる。また一筆あたりの質入反別は平均三畝二歩であり、細分化されていたことがわかる。

次に流地のデータをみてみよう。天保六年から明治二年までの間に流地と明記されているものは、表7にみられるように天保九年に二件、元治元年に四件、計六件のみであり、記載もそれを考慮したとしても極めてわずかである。

一方質地請返の方をみると、各年何件かの請返しが行われており、質地の大半が質入者によって請戻されていたであろうことが予想される。

質地請返の変化を表8で詳しくみてみることにする。請戻件数は天保七・九・十三年、弘化元年、嘉永元年、四年に山場をつくりながら、二年から三年ごとに変動を繰り返している。変化の特徴としていえることは、表4と比較してみると、天保七年から十年と元治以降を除くと、概して質入件数が増加した時には請返件数が減少し、質入件数が減少した時には請返件数が増加するという傾向がみられる。天保七年から十年、

慶応元年から明治期において質入件数と請返件数とが比例しているのは、質地を請返すのと同時に再度質入をしている例が多くみられるためである。また、又質が一般的に行われていたようであるが、これも流地になる例は少なく、大半は元地主に請戻されている。

請返件数でみると天保七年が最高であるが、請返反別でみると弘化三年、嘉永元年が高くなっている。一件あたりの請返反別でみると弘化三年がもっとも高く、嘉永元年がそれに次いでいる。弘化三年に請返反別が増加したのは、既述のとおりこの年五月に飯高家が関下村佐五右衛門に大量に質入したが、十二月に請戻しているからである。嘉永元年の方は、粟生村のもうひとりの網主である重兵衛がこの年同村の惣八、儀左衛門兩人から下田、下畑を大量に請戻しているためである。このように網元二人の土地移動が数値上では非常に大きな影響となって表われているのである。

この二人の網元が奥印帳に出てくる回数には実際にはそれほど多くはない。まず重兵衛についてみると、嘉永五年藤下村藤十から三年季で下田一畝二八歩、下畑一畝四歩を代金五両で、嘉永六年には八左衛門から三年季で下畑五畝二〇歩を代金三両で質に取っている。また請返では、重兵衛が、天保七年弥左衛門から下田五畝三歩、下畑八歩、山一二歩を、嘉永元年には惣八から下田六畝一二歩、儀左衛門から下田七反七畝一九歩、下畑九畝五歩を請返しており、嘉永四年には重兵衛が治右衛門に対して下田一反一畝三歩を質入している。俊次郎の方は、弘化三年には下々畑五歩を礼金二両で左内から譲りうけているが、同年関下村佐五右衛門に二十年季で下々畑二町六反二畝一四歩を一二五両にて質地に入れている。これは弘化三年中に請戻されている。その他、弘化五年下畑二畝一六歩を代金二両二分で長右衛門より質地にとっている。また天保七年下田三畝一六歩を治朗兵衛に返却し、同年下畑一反四畝二八歩、下田七畝一二歩を重兵衛にかえしている。以上が、二人が奥印帳に出てくる

表5 等級別質地反(割)当りの質地金額

	中田 両・分・朱	下田 両・分・朱	中畑 両・分・朱	中ノ下畑 両・分・朱	下畑 両・分・朱	下々畑 両・分・朱	山 両・分・朱	*塩場付 両・分・朱	*御用地 両・分・朱	本屋敷 両・分・朱	*上沼 両・分・朱	新田 両・分・朱
天保6	5・2・3	2・2・0			6・1・2							
7				7・0・0				1・2・4				
8			7・0・0									
9			30・2・1	1・3・0	13・3・1				6・2・0			
10						37・2・0		1・2・0	3・1・0			
11			19・3・2				93・3・0					
12				3・3・0						62・0・2	2・0・0	
13				7・2・0								
14	10・3・2			6・3・0								16・2・3
弘化元									8・0・0			
3	14・0・1		4・3・2		13・3・0	4・3・0				63・1・3		
嘉永3		51・1・2										
5	12・1・0			7・2・0								
慶応3	11・3・1		34・1・0									

* = 1割当り
史料：各年田畑奥印帳

表6 田畑等級・種類別質入筆数・反別

年代	上田		中田		下田		中畑		中ノ下畑		下畑		下々畑		山		新田		塩場付		御用地		本屋敷		上沼		
	筆	畝・歩	筆	畝・歩	筆	畝・歩	筆	畝・歩	筆	畝・歩	筆	畝・歩	筆	畝・歩	筆	畝・歩	筆	畝	筆	割	筆	畝・歩	筆	割	筆	割	
天保7			12	22・22	12	8・21			5	33・0	5	12・23							2	6・0							
8			3	8・9	8	26・6	1	1・7			4	11・19															
9			4	8・6	15	59・12	1	1・19	1	3・12	4	4・18															
10			2	6・27	10	27・11			21	65・9	2	0・12	3					1	1・0	2	2・0						
11	1	2・0			18	52・29	1	5・0	2	10・0	7	73・0		1													
12			5	22・10	6	21・23	5	18・18	3	13・9	1	4・21											1	2・10	1	2・0	
13	1	1・29	2	20・4	8	21・17			1	6・18	3	9・2															
14	1	1・29	2	7・16	15	36・18			1	3・9	7	9・22			2	11・28											
弘化元	4	9・6	2	5・10	12	37・3	1	0・14			22	16・16		1	1・22						1	1・0					
2			2	4・13	6	12・27	1	5・26			10	15・26		1	0・18												
3			3	2・19	5	21・8	1	3・0			1	5・2	2	261・14				1	1・0	1	1・0	1	0・26				
4					15	39・4	1	0・24			2	5・4															
嘉永元					4	10・20					3	4・5									1	2・0					
2	1	1・25	8	15・1	22	24・10	3	1・7			4	5・26															
3					1	5・13			1	3・16			1	0・10													
4					3	11・5					5	21・5															
5			1	2・10	11	29・2					6	9・27															
元治元	2	4・0	3	12・10	10	46・13			2	6・18	1	4・3		2	0・15			1	0・5	3	4・75						
明治元	1	2・29	54	163・5	2	4・7	1	3・12	13	31・16	1	0・8	3	0・20							1	1・0	1	0・1			
計	10	20・29	50	141・6	235	655・7	17	42・2	17	83・4	119	310・4	6	262・14	11	3・15	2	11・28	5	8・5	16	21・25	3	3・7	1	2・0	

史料：各年田畑奥印帳 但し、天保6年・嘉永6年・慶応3年・明治2年分は除く。

表7 流地の変化

質流年	件数	筆数	流地反別 A畝・歩 B・C割	(代金) 両・歩・朱	質入人数	質請人数	1反(割)	1件	1件	質入人1人	1人	質請人1人	質請人1人	1筆	1筆
							平均代金	平均反別	平均代金	平均反別	平均代金	平均反別	平均代金	平均反別	
年	件	筆	A畝・歩 B・C割	両・歩・朱	人	人	両・歩・朱	A畝・歩 B・C割	両・歩・朱	A畝・歩 B・C割	両・歩・朱	A畝・歩 B・C割	両・歩・朱	A畝・歩 B・C割	両・歩・朱
天保9 C	2	2	3・0	9・0・0	2	1	3・0・0	1・5	4・2・0	1・5	4・2・0	3・0	9・0・0	1・5	4・2・0
元治元 A	4	6	30・2	137・2・0	2	4		7・21	34・1・2	15・13	68・3・0	7・21	34・1・2	5・4	22・3・2

A = 田畑山 C = 塩場付

表8 質地請返の変化

請返年	件数 件	筆数 筆	請返別 A畝・歩割 B・C	質入数 (請返人)人	質請人 数 (金主)人	1件平均	1人平均	1筆平均	
						請返別 A畝・歩割 B・C	請返別 A畝・歩割 B・C	請返別 A畝・歩割 B・C	
天保7	A	10	16	46・12	9	8	4・19	5・4	2・27
	B	3	3	4・0	3	3	1・3	1・3	1・3
8	A	1	1	1・0	1	1	1・0	1・0	1・0
9	A	11	25	71・9	10	11	6・14	7・3	2・25
	B	1	2	2・5	1	2	2・5	2・5	1・25
10	A	7	16	26・21	6	7	3・24	4・13	1・20
11	B	1	1	1・0	1	1	1・0	1・0	1・0
13	A	5	14	40・2	3	3	8・0	13・10	5・0
	C	1	2	2・0	2	2	2・0	1・0	1・0
弘化元	A	6	11	29・20	5	5	4・28	5・28	2・20
2	A	4	7	26・22	4	4	6・20	6・20	3・24
3	A	1	2	262・27	2	2	262・27	131・13	131・13
	B	1	1	1・0					
	C	1	1	0・5					
4	A	3	5	15・15	3	3	5・5	5・5	3・3
嘉永元	A	8	45	264・0	4	4	33・0	66・0	5・26
2	A	6	18	40・3	5	5	6・20	8・0	2・6
3	A	3	6	16・10	3	3	5・13	5・13	2・21
	C		2						
4	A	7	14	67・10	4	6	9・18	16・25	4・24
	C	1	1	1・5	1	1			
5	A	3	10	8・29	2	2	2・29	4・14	0・26
元治元	A	3	9	31・25	3	3	10・18	10・18	3・16
明治元	A	8	29	74・17	4	5	9・9	18・19	2・17

A=田畑山 B=御用地 C=塩場付

史料：各年田畑奥印帳 但し、天保6年・嘉永6年・慶応3年・明治2年分は除く。

すべての場合である。彼らの内、特に飯高家は有数の大地主であり、前述のごとく幕末期においてもその所持高がのびていることからすると、ささか不可解な気はするが、奥印帳の記載からみるかぎり、この村においては流地の例が少なく大半は請戻されている。このことからみると、少なくとも天保期以降幕末までは村内の土地については、流地による大規模な質地集積はほとんどなかったのが実情である。明治初年質地件数が急増していることとの関係も考えられるが、まだ詳細は明らかではない。

土地移動の今一つの形態として譲地があげられる。譲地は譲る側に主體があつて、譲られる側は礼金を支払って土地を入手するわけであり、いまだに土地所有権が元地主に強く残るニュアンスを示しており、実際

譲主側ものちになって請返そうとしてトラブルをおこしている例もあるほどである。だが実質的には田地売買と類似したものにとらえてまちがいあるまい。粟生村の「田畑奥印帳」でみる限りでは譲地と記されるものには二形態あつて、すぐに高額の礼金をうけとって譲地にしてしまう場合と、例えば弘化元年十二月四郎兵衛が七朗兵衛に下田三畝二歩を譲地するさいに、この地所は「天保十一年十二月七郎左衛門方へ質地二入置候処、此度譲地二相成……」とあり、実質的には流地と思われる譲地もみられる。この場合には、譲られる側が「乗金（上金とも書く）」といつて増金を何両かあらためて支払つて取引が成立するのである。粟生村の「田畑奥印帳」でみる限りでは譲地の件数は天保九年に一〇件と最高を示しているが、以後はそれほど変化をみせずむしろ減少の傾向を示している（表9）。譲地反別・金額もそれほど極端な動きを示していないが、質地反別・金額のところでみたと同様に、その変動は相関関係を示していない。

また譲地で特徴的なのは、一反当りの礼金の金額の大きさであり、質地金額とはかなりの違いをみせている。だがその変動も大きく、天保十二年、弘化三年、明治元年ではかなりの高額を示しているが、弘化四年、嘉永二年のように質地代金の反当り金額とほとんど同じ場合もみられる。また質地の時と同様に、譲地においても田畑の等級・種類別に反当り金額を出したのが表10である。譲地も質地同様にその金額が田畑の等級に比例しているとは限らず、また年ごとの金額の変動は質地の場合以上に大きいことが知れよう。さらに、表11によつて譲地の場合も下田・下畑が多いことがわかるであろう。

粟生村の三冊の「田畑奥印帳」に記されている人名は全部で二〇六名

表9 譲地の変化

年 代	件数	筆数	譲地反別	礼金 (代金)		譲主 譲請人		1反(割)平均礼金	1件平均譲反別	1件平均礼金	1人平均譲反別	1人平均受取金額	1人平均譲請反別	1人平均支払礼金	1筆平均譲反別	1筆平均礼金
				A畝・歩 B・C割	両・分・朱	人	人	両・分・朱	A畝・歩 B・C割	両・分・朱	A畝・歩 B・C割	両・分・朱	A畝・歩 B・C割	両・分・朱	A畝・歩 B・C割	両・分・朱
天保7	A	2	3	13・6	12・3・0	2	2	9・2・1	6・18	6・1・2	6・18	6・1・2	6・18	6・1・2	4・12	4・1・0
天保8	A	3	5	15・7	20・3・2	3	3	33・3・3	5・2	6・3・3	5・2	6・3・3	4・29	9・2・6	3・1	4・0・2
天保9	A	7	9	18・16	28・2・0	6	7	15・1・2	2・19	4・0・1	3・2	4・3・0	2・19	4・0・1	2・1	3・0・2
	B	2	2	2・5	36・0・0	1	2	14・1・2	1・25	18・0・0	2・5	36・0・0	1・25	18・0・0	1・25	36・0・0
	C	1	1	1・0	5・0・0	1	1	5・0・0	1・0	5・0・0	1・0	5・0・0	1・0	5・0・0	1・0	5・0・0
	計	10	12			8	10									
天保10	A	3	5	10・12		3	3		3・14		3・14		3・14		2・2	
天保11	A	4	4	63・9		3	3		15・24		21・3		21・3		15・24	
天保12	A	2	27	6・23	64・3・2	2	2	95・3・1	3・11	32・1・3	3・11	32・1・3	3・11	32・1・3	0・7	2・1・2
天保13	A	2	16	54・7	105・0・0	2	2	19・1・1	27・3	52・2・0	27・3	52・2・0	27・3	52・2・0	3・11	6・2・1
	C	1	1	1・0	1・0・0	1	1									
	計	2	17			3	3			53・0・0		35・1・1				
天保14	A	2	4	26・17	108・0・0	2	2	40・2・0	13・8	54・0・0	13・8	54・0・0	13・8	54・0・0	6・19	27・0・0
弘化元	A	5	6	16・4		5	5		3・6		3・6		3・6		2・20	
弘化2	A	1	33	68・24		1	1		68・24		68・24		68・24		2・20	
	B	1	1	1・0												
	計	1	34			1										
弘化3	A	2	2	1・26	13・0・0	2	2	69・2・1	0・28	6・2・0	0・28	6・2・0	0・28	6・2・0	0・28	6・2・0
弘化4	A	5	5	5・13	8・1・0	4	5	15・0・0	1・2	1・2・2	1・10	2・0・1	1・2	1・2・2	1・10	6・2・1
嘉永2	A	4	9	22・29	56・3・0	4	3	24・2・1	5・22	14・0・3	5・22	14・0・3	7・19	18・3・2	2・16	6・1・0
明治元	A	3	4	8・17	105・0・0	2	2	84・0・0	2・25	35・0・0	4・8	52・2・0	4・8	52・2・0	2・4	26・1・0

A = 田畑山 B = 御用地 C = 塩場付

史料：各年田畑奥印帳 但し、天保6年・嘉永6年・慶応3年・明治2年分は除く。

表10 等級別譲地反(割)当りの代金

	中田 両・分・朱	下田 両・分・朱	上畑 両・分・朱	中畑 両・分・朱	中ノ下畑 両・分・朱	下畑 両・分・朱	下々畑 両・分・朱	山 両・分・朱	*塩場付 両・分・朱	*御用地 両・分・朱
天保6					9・2・2					
7								75・0・0		
8										
9	39・3・3			14・1・0						
10									5・0・0	14・1・2
11		33・3・3				24・3・3				
12					9・0・1	40・0・2				
13									5・0・0	
14						12・1・2				
弘化元		29・1・3			19・2・3					
3			64・2・3				120・0・0			
4	16・3・2	12・1・2				23・1・0		24・3・3		
嘉永3										
5									16・0・0	
慶応3										
明治元		165・1・2				110・0・1				
2		35・0・1				79・2・3				

* = 1割当り

表11 田畑等級・種類別譲地筆数・反別

年代	中田		下田		上畑		中畑		中ノ下畑		下畑		下々畑		山		塩場付		御用地		
	筆	畝・歩	筆	畝・歩	筆	畝・歩	筆	畝・歩	筆	畝・歩	筆	畝・歩	筆	畝・歩	筆	畝・歩	筆	割	筆	割	
天保7									3	13・6											
8			4	17・1											1	0・8					
9	1	2・15	4	10・13			1	2・24			3	2・24									
10											3	10・2	2	0・10			1	1・0	2	2・5	
11			1	0・22							2	5・24	1	57・13							
12									2	6・18	25										
13			6	18・5			3	11・18			7	24・14					1	1・0			
14											4	26・27									
弘化元	2	4・0	1	3・22			2	0・54	1	6・18											
2	3	5・10	21	50・8			5	8・26			4	4・10							1	1・0	
3					1	1・21							1	0・5							
4	1	2・28	2	1・18							1	0・24			1	0・3					
嘉永元																					
2	1	1・25	5	13・26							3	7・8									
3																					
4																					
5																					
元治元																					
明治元			2	1・28							2	6・19									
計	8	16・18	46	117・23	1	1・21	11	25・2	6	26・12	54	(89・2)	4	57・28	2	0・11	2	2・0	3	3・5	

史料：各年田畑奥印帳 但し、天保6年・嘉永6年・慶応3年・明治2年分は除く。() = 不明分有

で、大半は粟生村村民であるが、その中に四〇名ほど他村民が含まれている。因みにこの人数の中には請け人として名を連ねているものも含まれている。その人数の内訳は、粟生村一五〇名、粟生ナヤ一五名、宿村二名、宿村新田一三名、大沼村三名、不動堂村一名、藤ノ下村三名、藤ノ下ナヤ三名、西屋敷村一名、細屋敷ナヤ二名、貝塚村二名、片貝村五名、細野村一名、関ノ下村一名、東金町一名、不明三名となっている。他村民の中でも宿村新田の人々が多いことがわかり、粟生村との関係をみていくうえでも注意すべき点であろう。

表12は、質入・質請の地域的な広がりを件数でみたものである。やはり粟生村内における遣り取りが圧倒的に多い。次いで粟生村民から粟生ナヤのものへの質入が多いのがわかる。ナヤは、納屋集落といって本村に附属する海付の集落であり、漁業生産や漁獲物の販売に直接たずさわる人々が居住している集落である。この納屋集落のものへの質入件数が多いということも注目すべきであり、いかえれば納屋集落のものは金銭的に裕福なものがいたことの証であろう。取引の地域でみると粟生村近隣の村々が多いが、東金町のものとの遣り取りもあつたことが注目できるであろう。このように、村内部の移動だけではなく、他村とのやりとりもあり、そこに一定の地域的広がりがあつたことを確認できる。

また、登場人物二〇六名中不明分を除くと、金主としてのみ出てくるのが六三名、質地主としてのみ出てくるのが九〇名、質地主と金主両方に名を出しているもの七七名であり、全体の三〇%が質地主であり且つ金主であることがわかつた。まだこの七七名について所持高等の具体的分析は試みていないが、次項で検討するように中には飯高家の水主や小作人、納屋集落のものも含まれており、おそらく所持高の低い漁民も含まれていることは確かであり、そのような漁民間の質入・請返が一般的に行われていたことが予想される。このような状況が可能であつたのは、ひとたび大漁であれば、地域全体の生活を潤し、例えば一介の水主であつ

表12 質入・質請の地域的広がり

単位：件

質請人 質入人	粟生村	粟生村ナヤ	宿村	宿村新田	大沼村	不動堂	藤ノ下	藤ノ下ナヤ	関ノ下	西屋敷	細屋敷ナヤ	貝塚	片貝	細野	東金町	不明	質入件数合計	譲地	地替	合計
粟生村	212(45)	20(1)	1	4	2			1	1		1		3		1		246	46		292
粟生村ナヤ	1																1			1
宿村	4		(2)														4	2		6
宿村新田	4(2)			2													6	2		8
大沼村			1														1			1
不動堂																				
藤ノ下	①			2			1										3		1	4
藤ノ下ナヤ	6(3)			2													8	3		11
関ノ下	1																			
西屋敷																	1			1
細屋敷ナヤ	(1)																	1		1
貝塚	(1)	1															1	1		2
片貝	3												(1)				4	1		5
細野	2																2			2
東金町																				
不明																6	6			6
質請件数合計	233	22	2	10	2		1	1	1		1		3		1	6	283	56	1	340
譲地	52	1	2										1				56			56
地替	1																1			1
合計	286	23	4	10	2		1	1	1		1		4		1	6	340	56	1	397

() = 譲地 ○ = 地替

でも大金がころがりこむような状況の中で、わずかな土地を一時的には質入はするものの、漁があれば「当り」が入り、質入した土地の請返しが可能な状況がこの九十九里には存在していたからであろう。こういった天保期以降の状況は少数の地主に質地という形でこの地域の土地が集中していくという動きを弱めていたのではないかと思われる。またナヤの人間について特に集計したところ、金主のみで名をつらねているもの七名、質入人のみでは二名、両方に名を出しているもの八名で、ナヤの人間が主に金主として名を連ねていることがわかった。ただし、ナヤの人間についてはまだデータ不足なので、その性格規定は今後の課題であろう。

③ 飯高家の水主・小作人の土地移動の特色

さて、以上大まかではあるが粟生村「田畑奥印帳」を分析してきたが、ここでは飯高家の水主や小作人に注目し、「田畑奥印帳」にどのくらいあらわれ、どのような土地移動の状況を示しているかをみておきたい。まず飯高家の小作人については「小作取立帳」が多く残されており、各年における小作人を知る事ができる。ここではその中から文政四年、万延二年、慶応四年の「小作取立帳」を取り上げ、その概要をみておくことにしよう。文政四年の「小作取立帳」によると、この年の飯高家の小作人は二三八名で作徳米惣高は九四一俵三斗六升三合と金七兩二朱と六八貫二〇〇文にもなる。万延二年の「小作取立帳」によると小作人は二七三名で、作徳米高は九八六俵一斗六升九合と金四兩一分三朱と八四貫六一二文、慶応四年には小作人二六一名、作徳米九〇〇俵一斗六升八合七勺と金一兩三分二朱と一〇貫三一六文とやや減少している。

表13は、以上の史料と先学のデータ⁹⁾を付き合わせて作成したものである。これによると、飯高家の小作取立高は、年々増加しており、安政三

表13 飯高家の小作米高

年次	小作米金高合計			内			出典・史料	
				片貝地そのほか他村地高 ()=片貝地のみ		粟生村地高		
	俵・斗・升・合	両・分・朱	文	俵・斗・升・合	両・分・朱	文		俵・斗・升・合
安永6	719・5・1・5			444・5・1・3			275・0・1・0	山口和雄論文 「小作取立帳」 山口和雄論文 山口和雄論文 「小作取立帳」 「小作取立帳」
文政4	941・3・6・3	7・0・2	68200	(563・1・7・7)	0・3・22	6619		
文政9	896・1・6・6			534・3・9・6			361・1・7・0	
安政3	1103・3・3・1			707・3・3・1			360・0・1・9	
万延2	986・1・6・9	4・1・3	84612			(59・1・4・0 1300)		
慶応4	900・1・6・8	1・3・2	101316			(56・2・3・0)		

表15 飯高家主証文の分析

村名	所属郡名	天明8年	文化年間	文政年間	天保年間	弘化1年	浜方	岡方	合計
		享和3年 人	人	人	人	明治3年 人	計 人	計 人	人
粟生村	山辺郡	18	17	23	6	10	74		74
片貝村	山辺郡	5	19	17	10	10	61		61
藤ノ下村	山辺郡	1	2	4	3	1		11	11
宿新田村	山辺郡	1	1	1	1	1		5	5
古所村	長柄郡	1	3	1	1		6		6
西野村	山辺郡		3	1	1	1		6	6
細屋敷村	山辺郡		2	2		2		6	6
貝塚村	山辺郡		2		1	2		5	5
真亀村	山辺郡	1	1				2		2
新堀新田村	武射郡	1				1		2	2
今泉村	山辺郡	2		1			3		3
不動堂村	山辺郡		3	1			4		4
大沼村	山辺郡		1	1				2	2
関村	長柄郡		1		1			2	2
五井村	長柄郡		2		2			4	4
牛込村	長柄郡			1		3	4		4
大網村	山辺郡		1				1		1
浜宿村	長柄郡		1				1		1
広瀬村	山辺郡			1				1	1
大沼村	山辺郡			1				1	1
四手木村	山辺郡			2			2		2
中里村	長柄郡			1			1		1
剃金村	長柄郡			1			1		1
蓮沼村	武射郡				2		2		2
一ツ松村	長柄郡					1	1		1
作田村	山辺郡					1	1		1
川間村	山辺郡					1		1	1
下武射田村	武射郡					1		1	1
不明						1		1	1
合計		30	59	59	28	36	163	49	212

表14 飯高家小作人の出身地別内訳

	文政4	万延2	慶応4
粟生	114(46%)	207(76%)	214(82%)
片貝	82	44	22
宿新田	2	2	1
細屋敷	3	1	1
不動堂	3	1	1
大沼	2	2	2
関ノ下	1	1	1
小沼田	1	1	1
新堀	1	1	1
尾形	2	2	1
広瀬	1		
平川	1		
西村	3		
薄島	1		
藤下	1		
島田		1	1
前ノ内		1	1
川中新田		2	2
粟生ナヤ	10		1
藤下ナヤ	7	1	1
細ナヤ	1		1
西村ナヤ	2		1
新生ナヤ	2		
尾形ナヤ		2	1
上ナヤ			2
不明	6	4	5
計	246(100%)	273(100%)	261(100%)

単位：人

年には一〇〇俵を越えている。しかしこれをピークに減少の傾向にあることがわかる。

表14は、文政四年、万延二年、慶応四年における飯高家小作人を出身地別に整理したものである。やはり小作人の数は村内に最も多いが、かなりの広さにわたって村外に及んでいることがわかる。しかし、万延二年以降をみると、他村のもので新たに小作人になるものもみられるものの、片貝村出身の小作人が激減し、広瀬・薄島・藤下など近隣村からの小作人が消える一方、粟生村出身の小作人が急増している。全体としては幕末にむけて減少傾向がみられることからすると、小作人全体に占める村民の割合が増加したことを示している。この傾向が何を意味するのか、今後の検討課題である。

一方飯高家の水主の存在状況を知るための史料はいくつかあるが、各職ごとの終了時に支払われる水主の分配金を一人別に記した「船方渡帳」や、網主からの前借金や小作料を差し引いた金額の計算書である「水主差引帳」などから、職ごとに実際に漁に参加した水主の氏名を知ることができ、また、網元と契約時に作成される「水主証文」からもその実態を知る事ができる。既に水主の存在形態については詳細な検討がなされている¹⁰⁾。

まず、「船渡渡帳」「水主差引帳」から各年における水主の人数をみてみると、文政四年四八〇名、天保八年五一〇名、嘉永元年六二名、万延元年六四名、文久二年五六名、元治元年五五名、慶応元年六一名となっており、少ない時で五〇名、多くて六四名の水主が漁業に従事していることがわかる。また表15は飯高家の水主証文を整理したものである¹¹⁾、これによると、文化・文政期にかけて水主の出身地域の範囲が拡大し、契約数も飛躍的に伸びている。すなわち、既に指摘されているように、文化・文政期にこの九十九里浜地域において地曳網漁業が飛躍的発展したことを知る事ができる。因みに、飯高家の小作人と水主とがどのよう

な重なりをみせるのかという点についてみると、飯高家の小作人の中で、同じに水主としても名をたらねているものは、文政四年には一五名、天保八年には一七名、万延二年には三五名、慶応四年には二八名であった。天保八年の事例では船方五一名のうち一七名が同年の「小作取立帳」に名が出ている事が明らかになっており、必ずしもすべての船方が飯高家の小作人ではない。

ところで、これらの史料から明かになる飯高家の小作人・水主と先に検討した天保期からの土地の移動を記した「田畑奥印帳」とを照合するとどのようなことがわかるであろうか。

表16は、天保六年から明治二年の「田畑奥印帳」中に出てくる飯高家の水主・小作人とその土地移動状況を表にまとめたものである。これによると、奥印帳の登場人物二〇六名中飯高家の小作人・水主は五九名で、内五八名は小作人、一〇名は水主で、水主一〇名中九名は小作人も兼ねていたことがわかる。ほとんどが粟生村の人間で占められているが、その中で、関下村佐五左衛門が唯一の他村民として出ている。関下村佐五右衛門については前述の如く飯高家が弘化三年に大量に質入をした人物であるが、ここでは飯高家の小作人として名を連ねているのは注意すべきである。佐五右衛門が小作していたのは「片貝地」と記されている場所であり、それとの関係でも検討すべき点であろう。

また表をみて気づく点は、小作人といっても質入ばかりしているものはわずかであり、大半は質地主であり且つ金主であるものたちである。それは小作人と水主を兼ねるものについても同様で、中には金主としての取引が多いものもある。また一人の人間が質入人として土地を質入し、さらに質入した土地を請返し、且つ金主として質地を受取り、さらにその土地を請返すというすべての取引に関わりをもっていくものもみられる。これらの点は従来の小作人あるいは水主のイメージを再考する上で重要であろう。

表16 「田畑奥印帳」(天保6～明治2年)にあらわれる飯高家の小作人・水主の土地移動状況

飯高家小作人・水主	小作人○ 水主*	質地主(質入)				金主(質請人)			
		質地 畝・歩(割)	請返 畝・歩(割)	譲地 畝・歩(割)	地替・その他 畝・歩(割)	質地 畝・歩(割)	請返 畝・歩(割)	譲地 畝・歩(割)	地替・その他 畝・歩(割)
粟生 孫兵衛	○			2・3			3・24	4・24	
粟生 弥右衛門	○	28・2		4・5			7・17		
粟生 太郎右衛門	○	8・13	4・18	0・20					
粟生 徳右衛門	○			2・27					
粟生 長右衛門	○	3・7	12・26	4・28		31・02	8・0	1・6	3・0
粟生 長左衛門	○	8・29				3・0	2・27		
粟生 伝七	○	7・19 (塩2・0)	3・26 (塩1・0)	(塩1・0)		7・21			
粟生 四郎右衛門	○	16・2				23・23	3・14		
粟生 七郎左衛門	○			1・8 (塩1・0) (塩2・0)		129・22	71・24	8・15	
粟生 助兵衛	*	3・0 (塩1・0)							
粟生 清五郎	* ○	16・2	18・21	4・24		20・10	7・1	2・3	
粟生 久五郎	* ○	11・7		28・21		6・18	5・2 (用1・25)		
粟生 権十郎	○	3・20		5・4		53・29	17・28	21・24	
粟生 庄左衛門	○		3・5	5・21		6・15			
粟生 七郎兵衛	○	48・12	12・24						
粟生 五郎兵衛	○	135・6 (塩1・6用2・0)	64・19 (塩1・0)	7・27		(用1・0)			
粟生 儀左衛門	○	119・8 (用1・0)	54・3			69・13 (用1・0)	59・14		
粟生 惣右衛門	○	37・20 (沼2・0)	4・0	0・5					
粟生 政右衛門	○	37・20 (塩1・0)	17・13	0・5		33・10 (塩1・0)	16・28 (塩1・0)	3・0	
粟生 三郎左衛門	○	134・0	43・1	9・27		28・28 (沼2・0)	23・7	6・20	
粟生 市右衛門	○	1・26		21・5					
粟生 伝藏	○	9・27	(塩2・0)						
粟生 三右衛門	○	0・24	(用0・5)			82・23 (3・0)	43・0	(塩1)	
粟生 喜平次	○	54・16 (用1・0)				0・18	18・4	47・19 (用1・0)	
粟生 佐兵衛	○	11・6			2・21	5・1 (用1・0)	2・0		2・24
粟生ナヤ 源藏	○		23・16			52・9 (用2・0)	18・23	16・26	
粟生ナヤ 佐吉	○	(用2・5)				19・1			
粟生 惣八	○					19・27 (用2・5)		31・0	
粟生 伝次郎	○	(用1・25)	(用1・25)			10・28 (用2・25)	10・28	24・2	
粟生 太郎兵衛	○	2・10	2・14			29・08	5・5	4・5	
粟生 利兵衛	* ○	11・21		2・15					
粟生 岩吉	○	0・17	0・12			62・26 (用3・25)	(用2・0)	17・18	
粟生 清右衛門	* ○		4・0						
粟生 清左衛門	○	(塩1・5)	(塩1・5)			(用1・25)	(用0・5)		
粟生 七兵衛	* ○	5・5		2・24		26・13	5・10		
粟生ナヤ 兵右衛門	○	7・21				16・1 (塩4用2・5)	6・18		
粟生 新右衛門	* ○	3・27							
粟生 喜八	○							0・8	
粟生 平右衛門	* ○	12・19				4・6 (塩2・0)		(塩2・0)	
粟生 重内	○					6・5		0・20	
粟生ナヤ 弥兵衛	○					72・2	35・1	38・11	
粟生 権治郎	○					8・12	(塩1・0)		
粟生 伝三	○					3・20	14・3		
粟生 八郎右衛門	○					18・7			

飯高家小作人・水主	小作人○ 水主 *	質地主 (質入人)				金主 (質請人)			
		質地 畝・歩(割)	請返 畝・歩(割)	譲地 畝・歩(割)	地替・その他 畝・歩(割)	質地 畝・歩(割)	請返 畝・歩(割)	譲地 畝・歩(割)	地替・その他 畝・歩(割)
粟生 治兵衛	○					11・22			
粟生 平助	○					19・29	6・18		2・25
粟生 五助	* ○					11・28		22・3	
粟生 善左衛門	○						2・28		
粟生 利七	○					47・27	35・23		
粟生 佐助	○					9・10			
粟生 源七	○					2・10	2・10		
粟生 八左衛門	○					3・3			
粟生 弥市	○					4・0			
粟生 惣七	○						1・12		
粟生ナヤ 市蔵	○					7・0			
粟生 太兵衛	○					3・23			
粟生 源兵衛	○	21・2				5・2			
粟生 市五郎	* ○	1・6				6・18		(塩1・0)	
関ノ下 佐五右衛門	○					262・15	262・28		

(塩) = 塩場付 (用) = 御用地 (沼) = 上沼

以上にみたような、九十九里浜における土地移動の特色が、漁業を生涯とする村々に一般的にいえるのかどうか、今後より多くの事例研究が必要となろう。

註

- (1) 山口徹『近世漁民の生業と生活』吉川弘文館 平成十一年
- (2) 『九十九里町誌各論編 上』昭和五十五年
- (3) 『上総国村高帳 寛政五』(『房総叢書』9所収)
- (4) 表1は山口和雄『九十九里旧地曳網漁業』アチックミュージアム彙報より引用し、一部修正を加えた。
- (5) 山口和雄『九十九里旧地曳網漁業』(アチックミュージアム彙報) 参照。
- (6) 山口和雄『九十九里旧地曳網漁業』(アチックミュージアム彙報) 参照。
- (7) 菊地利夫『九十九里浦納屋聚落の成立―地曳網漁業入会地浜芝地の開発拒否―』(『新地理』3―1 昭和二十四年)
- (8) 飯高家文書 享保二十年(『九十九里町史資料集』第十一、古川力『九十九里浦の塩場頭開発について』『千葉の歴史』22号所収)。なお、『九十九里町誌各論編 上』七七八頁には、粟生村近辺の新田の様子を表した絵図が掲載されている。参照されたい。
- (9) 山口和雄『九十九里旧地曳網漁業』アチックミュージアム彙報
- (10) 山口徹『近世漁民の生業と生活』吉川弘文館 平成十一年
- (11) 山口徹『近世漁民の生業と生活』吉川弘文館 平成十一年より転載。

(神奈川県立歴史民俗博物館共同研究員)
 (二〇〇三年五月二十三日受理、二〇〇三年七月十八日審査終了)

The Transfer of Land along the Kujukuri Coast Tow Net Fishing Zone: a Study of the Land Documents of the Iitaka Family

IWATA Miyuki

This paper sheds light on mortgage finance along the Kujukuri coast where tow net fishing was developed beginning in the middle of the Early Modern Period and the situation and nature of land transfer that accompanied this mortgage finance. This study will help us understand the significance of land ownership for the villagers whose main occupation was fishing and mortgage finance with respect to the interaction of villagers. The historical materials used in this study consist of three volumes of land records dating from 1835 through to the early Meiji period called Denpata-okuincho, that have been left behind by the Iitaka family from Ao village situated in the middle of the Kujukuri coast who operated a fishing business. The following facts have come to light as a result of a study of these land records. First, one notable feature of mortgaged land is that most mortgaged land consisted of poor quality rice fields and that each entry is accompanied by details of the mortgaged land area. Further, there is not necessarily a correlation between the value of the loan and the size and grade of the land. Another aspect deserving attention is that there were extremely few cases where the loan was unable to be repaid resulting in a change in land ownership. We may conjecture from an examination of the return of mortgaged land that the majority of mortgaged land was returned to those who took out mortgages on their land. A look at the regional distribution of mortgages and repayments reveals that they centered around Ao village and extended to surrounding settlements. An examination of the situation within Ao village shows that many mortgages were held by people from the so-called Naya settlements. Names of both the mortgagor and mortgagee are listed in 30% of cases, and these include fishing hands and tenant farmers belonging to the Iitaka family, and people living in Naya settlements. Repayment was possible because if there was a huge catch, people across the whole region became prosperous so that huge sums of money fell into the hands of even fishing hands and tenant farmers. In such circumstances, even though they had temporarily mortgaged a small area of land, it was possible to redeem this mortgaged land if there was a good catch, a custom that existed in Kujukuri as late as the middle of the eighteenth century. These aspects are important when reconsidering the existing portrayal of tenant farmers and fishing hands.